

## 前橋市物品購入等契約事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、物品の購入及び製造（以下「物品購入等」という。）に係る契約事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(物品購入等事務処理手順)

第2条 契約担当者は、物品購入等に係る事務処理を次の手順により速やかに処理するものとする。

- (1) 物品購入等の請求の受付
- (2) 購入物品の調査及び仕様書等の検討
- (3) 契約方法（一般競争入札、指名競争入札又は随意契約）の検討
- (4) 一般競争入札に付そうとする場合は入札参加資格、指名競争入札又は随意契約によろうとする場合は指名競争入札の参加者若しくは見積書を徴する業者（以下「指名業者等」という。）の検討
- (5) 物品購入等業者選定審査会への付議（一般競争入札に付そうとする場合又は予定価格が500万円以上の物品購入等を指名競争入札又は随意契約の方法によろうとする場合に限る。）
- (6) 入札告示文案及び一般競争入札の実施日程の検討（一般競争入札に付そうとする場合に限る。）
- (7) 物品購入の実施に係る意思決定（指名競争入札又は随意契約によろうとする場合は指名伺）の決裁
- (8) 予定価格調書の決裁
- (9) 一般競争入札に付そうとする場合は次の手順による入札の実施
  - ア 入札公告及び仕様書等の明示
  - イ 入札参加資格の確認
  - ウ 質問の受付及び回答
  - エ 入札の執行
- (10) 指名競争入札又は随意契約によろうとする場合は次の手順による入札又は随意契約の実施
  - ア 指名業者等への通知及び仕様書等の送付
  - イ 入札又は見積合わせの執行
- (11) 契約書案又は請書案の作成
- (12) 契約の締結に係る意思決定（物品買入（修理）伺）の決裁
- (13) 購入物品の検収の確認
- (14) 支払手続

2 前項の規定にかかわらず、1件の予定価格が10万円以下の物品購入等について

は、前項第4号から第12号までの手順を省略することができる。

(購入物品の調査及び仕様書等の検討)

第3条 契約担当者は、物品を購入するときは、品名、規格、数量、納期、予算等を確認するとともに、仕様書、原稿等が適切であるかを調査及び検討する。

2 契約担当者は、同等品又は類似品等の有無を確認し、できるだけ多くのメーカーを購入対象とすることにより、購入を容易にするとともに、競争性及び経済性を高めるものとする。

3 契約担当者は、物品指定のあるものについては、その理由を確認する。

(指名業者等の選定)

第4条 指名業者等を選定する場合は、特別の事情がある場合を除き、前橋市が発注する物品の購入及び製造並びに役務等業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者(以下「有資格者」という。)の中から市内に本社若しくは本店又は本市との契約に当たり委任先として登録している支社若しくは支店(営業所を含む。)を置く業者を選定するものとする。

2 前項の規定による選定に当たっては、次に掲げる事項に留意し、契約の不履行のおそれがない適格な業者を選定するものとする。

(1) 著しい経営状況の悪化

(2) 不誠実な行為の有無

(3) 納入実績及び契約の履行状況等の信用度

(4) 物品販売について許認可等を必要とする場合は、当該許認可等の資格の有無

(5) 指名停止措置の状況

3 1件に係る指名業者等の数は、おおむね次のとおりとする。ただし、物品購入等が可能な業者の数がこれに満たない場合は、この限りでない。

(1) 予定価格が10万円を超え80万円未満のとき。 3業者以上

(2) 予定価格が80万円以上のとき。 4業者以上

(3) 予定価格が500万円以上のとき。 5業者以上

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、有資格者以外の者と随意契約の方法により契約することができる。

(1) 国及び地方公共団体並びに公共団体及びこれに準ずる団体

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号及び第5号に該当する場合

5 契約方法が随意契約による場合は、指名伺において、その理由を明確にしておくものとする。

(入札公告又は指名業者等への通知)

第5条 契約担当者は、一般競争入札に付そうとするときは物品購入の実施に係る意

思決定の決裁後に入札公告を行い、指名競争入札又は随意契約によろうとするときは指名伺の決裁後に指名業者等に指名通知書又は見積合わせ通知書により通知するものとする。

(議会の議決に付すべき契約に係る入札公告等)

第6条 契約担当者は、2,000万円以上の物品を購入しようとするときは、入札公告又は指名通知書若しくは見積合わせ通知書に、次の1文を加えるものとする。

この物品売買契約は、前橋市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年前橋市条例第17号)第3条に規定する議会の議決に付すべき契約に該当するので、物品売買仮契約書により仮契約を締結するものとし、当該売買契約に係る議会の議決があった場合は、当該物品売買仮契約書を本契約に基づく契約書とする。

2 前項の規定は、1億5,000万円以上の製造の請負契約をしようとする場合に準用する。この場合において同項中「物品売買契約」とあるのは「製造の請負契約」と、「第3条」とあるのは「第2条」と、「物品売買仮契約書」とあるのは「製造の請負仮契約書」と読み替えるものとする。

(予定価格)

第7条 契約担当者は、前橋市契約規則(平成2年前橋市規則第4号。以下「規則」という。)第6条、第14条及び第16条の規定により予定価格を定めるものとする。

2 契約担当者は、予定価格調書を作成するときは、当該予定価格調書に算定資料として購入物品等の予定額、定価、実績等を記載するものとする。

3 契約担当者は、規則第16条第2項第5号の規定により予定価格調書の作成を省略するときは、指名伺に予定価格を記載するものとする。ただし、規則第17条第2項第4号の規定により見積書を徴さないものについては、物品(買入修理)請求書の予算額を予定価格に代えるものとする。

(契約の締結)

第8条 契約担当者は、競争入札に付し、又は見積合わせを実施し、落札者又は採用者が決定したときは、速やかに、物品買入(修理)伺を作成し、前橋市事務決裁規程(平成6年前橋市訓令甲第1号)の定めるところによる決裁権者の決裁を受けなければならない。

2 前項の規定による決裁を受けた契約事務担当者は、規則第19条第2項に規定する期間内に契約を締結しなければならない。この場合において、随意契約によるときは、同項中「落札」とあるのは「採用」と読み替えて処理するものとする。

3 前項の規定は、規則第20条第1項及び第2項の規定により、仮契約を締結する

場合に準用する。

- 4 製造の請負に係る契約については、第1項の物品買入（修理）伺の作成に当たり、落札者又は採用者が免税事業者である場合は、事前に免税事業者届出書（様式第1号）を提出させるものとする。
- 5 契約の締結に当たっては、契約書に必要事項を記載の上、市長印及び契約業者印（代表者印）を押印し、契約書に内訳書等が必要なときは、必ず双方が割印する。この場合において、製造の請負に係る契約書については、契約金額（消費税の課税事業者にあつては契約金額から消費税及び地方消費税の額を控除した額）に相当する収入印紙を契約の相手方に貼付させるものとする。

（契約の履行の確保）

第9条 契約担当者は、契約の適正な履行を確保するため、規則第42条に規定する契約条項（請書を含む。）を厳守させるとともに、必要な監督、立会い、指示等を行うものとする。

- 2 契約担当者は、契約条項に違反する事実を発見したときは、直ちにその旨を上司に報告し、指示を受け、契約の相手方に対して指導等を行わなければならない。

（納入物品の検収）

第10条 発注課は、契約書その他の関係書類に基づき、納入物品等の品質、規格、数量等に係る検収を行うものとする。この場合において、契約担当者は、必要と認めるときは、当該検収に立ち会うことができる。

- 2 契約担当者は、納入物品等の完納後、納入業者に対して、検収又は受領の押印を受けた納品書を添付の上、速やかに必要事項を記載した請求書を提出させるものとする。

（支払手続等）

第11条 契約担当者は、前条第2項の規定による納品書及び請求書の提出があつたときは、速やかに関係書類と照査し、支払手続を行うものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 物品購入入札事務取扱要領（昭和60年11月25日実施）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年11月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年1月1日から施行し、同日以後の業者の選定から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以後の日付で締結する契約について適用する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

免 税 事 業 者 届 出 書

年 月 日

（宛先）前橋市長

所 在 地

商号又は名称

代表者の氏名

下記の期間については、消費税及び地方消費税に係る免税事業者（消費税法第 9 条第 1 項本文及び地方税法第 7 2 条の 7 8 第 1 項の規定により消費税及び地方消費税を納める義務が免除される事業者）であるのでその旨を届け出ます。

なお、課税又は免税事業者であるかの事実確認で所轄税務署に提出した書類の写しの提出を求められたときは、速やかに提出いたします。

記

課税期間

年 月 日から

年 月 日まで

発行責任者及び担当者

・発行責任者： (電話番号)

・担 当 者： (電話番号)